

○福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査に関する条例

平成28年3月29日
条例第1号

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第1項の規定に基づく福岡都市圏南部環境事業組合行政不服審査会（以下「審査会」という。）の設置その他法の施行について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審査会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。

(組織)

第3条 審査会は、5人以内の委員をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、優れた識見を有する者のうちから、管理者が任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員の任期が満了したときは、当該委員は、後任者が任命されるまで引き続きその職務を行うものとする。

(守秘義務)

第5条 審査会の委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(会長)

第6条 審査会に会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめその指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審査会は、会長が招集する。

2 審査会は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 審査会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(庶務)

第8条 審査会の庶務は、総務課において処理する。

(手数料)

第9条 法第38条第1項及び法第81条第3項において準用する法第78条第1項の規定による写しの交付に係る手数料の額は、別表に掲げるとおりとする。

2 前項の写しの交付において、別表に掲げる開示の種類及び金額によりがたい場合は、実費用相当額を手数料として徴収するものとする。

3 前2項の手数料は、前納とする。

4 管理者は、経済的困難その他特別の事由があると認めるときは、第1項及び第2項の手数料を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(罰則)

第11条 第5条の規定に違反して秘密を漏らした者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

別表(第9条関係)

区 分	種 類	手数料
文書及び図面	白黒A3サイズまで	1枚 10円
	白黒A3サイズを超えA1サイズまで	1枚 200円
	多色刷りA3サイズまで	1枚 40円
	多色刷りA3サイズを超えA1サイズまで	1枚 1,700円
電磁的記録	印刷物として出力したものの交付(白黒A3サイズまで)	1枚 10円